

随意契約理由書（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）

工事名称：大阪府立青少年海洋センター機械棟二酸化炭素消火設備改修工事

本事業は、大阪府立青少年海洋センター機械棟の二酸化炭素消火設備について、改修を行うもの。

令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備による死亡事故が相次いで発生したため、事故の再発防止を目的に法令改正された。それに伴い、二酸化炭素消火設備に閉止弁を設置することが義務化されたため、閉止弁の設置及びこれにかかる制御盤の設置を行う必要がある。

当該消火設備は、施設開設当初に日本ドライケミカル株式会社が設置を行っており、本事業の実施に当たっては、当該消火設備の性能や技術について熟知し、ノウハウを有している同社でなければ、不具合が生じ、事故等につながる恐れがある。また、既設部分と当該工事で施工する部分が一体となって機能を発揮するため、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、日本ドライケミカル株式会社が本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、同社と随意契約により契約締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係2（1）により比較見積書の徴取を省略するものである。